

中間検査の適用対象外について

次の建築物は適用除外します。

- ① 建築基準法第 18 条の規定を適用する建築物
- ② 建築基準法第 85 条第 5 項の規定による許可を受けた仮設建築物
- ③ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける住宅

②及び③の建築物で適用除外とする場合は、適用除外を示す書類の写しを建築確認申請時あるいは関係書類が整った時点で、提出してください。